

## へき地診療所の医師住宅等に係る医療施設等施設整備費補助金の改定について

医療施設等施設整備費補助金における下記事業については、へき地保健医療対策検討会での意見等を踏まえ、基準面積の改定を行ったところである。

対象事業	改定前	改定後
へき地診療所等医師住宅	50 m <sup>2</sup>	80 m <sup>2</sup>
へき地診療所等看護師住宅	50 m <sup>2</sup>	80 m <sup>2</sup>
へき地医療拠点病院医師住宅	64 m <sup>2</sup> (2戸を限度)	80 m <sup>2</sup> (2戸を限度)

※「へき地診療所等」には、「過疎地域特定診療所」を含む。

また、医療施設等施設整備費補助金及び医療提供体制施設整備交付金にかかる1 m<sup>2</sup>あたりの基準単価についても、物価動向等を検討した結果、それぞれ1.8%の引き上げを行った。

以上については、平成22年度より適用される予定である。